お出かけください 第58回埼玉県名刀展

優れた美術工芸品であるとともに歴史資料としても貴重な文化遺産である日本刀の展示会を前期・後期に分けて開催します。

期間／前期「添名のある日本刀・蔵刀への想い」10月10日(土)～11月8日(日)、後期「埼玉の郷土刀」11月10日(火)～29日(日)
※月曜日（祝日は除く）と祝日の翌日は休館日です。

時間／午前9時30分～午後4時30分（入館は午後4時まで）

場所／鉢形城歴史館

費用／入館料（一般200円、高校・大学生100円、中学生以下・70歳以上・障害者手帳をお持ちの方は無料）

関連イベント／講演会「日本刀について」：10月18日(日)午後1時30分～、埼玉県刀剣保存協議会会長・志塚徳行氏、講演会「埼玉の郷土刀」：11月15日(日)午後1時30分～、埼玉県刀剣保存協議会副会長・大澤芳明氏、実演会：11月3日（火・祝）午前10時～、「下島・石田刀匠の銘切実演」（先着20人に銘切をした小型プレートプレゼント）、午後1時～「全国剣道連盟会員による居合・抜刀術実演」

講演会予約・問い合わせ／鉢形城歴史館（☎586・0315）へ。

展示作品

前期

種別	銘	国	刃長	時代・西暦	添銘
太刀	裏 来国俊（らいくにとし）	山城	二尺五寸四分（77㎝）	鎌倉時代末 1300年ごろ	折り返し銘
刀	表 左国弘（さくにひろ） 裏 本阿（ほんあ）（花押）	筑前	二尺三寸（70㎝）	南北朝時代 1360年ごろ	金象嵌（きんぞうがん）銘
刀	表 上総介兼重（かずさのすけかねしげ） 裏 万治四年二月十一日弐ツ胴切落（ふたつどうきりおとし） 山野加右衛門尉永久（やまのかうえもんのじょうながひさ）	武蔵	二尺四寸四分（74㎝）	江戸時代 1661年	金象嵌截断（せつだん）銘
刀	表 於東都（ごんどうかにやす）近藤景保（ひょうじょうこやまさうじ）依好 裏 天保六未八月於千住 二ツ胴截断（のりしげ）伊賀乗重	武蔵	二尺三寸（70㎝）	江戸時代 1835年	注文銘 截断銘

ほか刀9点　合計13点

後期

種別	銘	国	刃長	時代・西暦	備考
刀	表 震鱗子景一（かげかず）　寿七十七歳造之 日本武州 裏 明治辛未（かのとひつじ）　春正月松倉住義弘（よしひろ） 焔模様（やき）	武蔵	二尺五寸二分（75.6㎝）	明治時代 1871年	熊谷市指定文化財
刀	表 藤枝太郎英義（てるよし）（花押） 裏 安政五午（うま）年同年於伝馬丁 山田源蔵大々土壇払	武蔵	二尺四寸九分（73㎝）	江戸時代 1858年	

ほか刀4点、脇差2点、短刀2点、槍2点、鳶口1点　合計13点

全期間　「古金工鐔（こきんこうつば）」11点

10月から12月までの3カ月間は

滞納整理強化期間です

町では、県と県内すべての市町村と協働して、10月から12月までの3カ月間を「滞納整理強化期間」とし、町税滞納額圧縮のため滞納整理の取り組みを強化します。

正しく納付していただいている大多数の皆さんとの公平性を保つため、正当な理由なく町税を滞納している方には、催告や財産の差し押さえを積極的に行います。

●町税は納期限内に納付しましょう

納税は国民の義務の一つに規定されています。町税は、定められた納期限内に、自主的に納付していただくのが原則です。

納期限を過ぎても納付していない方は、町指定金融機関やコンビニエンスストア、または役場で至急納付してください。ただし、取扱期限を過ぎた場合等は、コンビニエンスストアで納付できない場合があります。

●税金を滞納すると

納期限を過ぎても納付がない場合は督促状を送付します。督促後も完納しない場合は、法律に基づき財産等を調査し、財産等が発見された場合は滞納処分（差し押さえ等）を行います。差し押さえた財産は公売するなどして換価し、滞納者の税金に充当します。

●納付できない事情があるときは

税務課では、納期限内に税金を納めることが困難な方の相談を受け付けています。納期限を過ぎても納付がない場合は延滞金が生じてしまいますので、やむを得ない事情により納税が困難な方は、お早めにご相談ください。

●口座振替をご利用ください

口座振替取扱い金融機関に預貯金口座がある方は、便利で確実な口座振替をご利用ください。ご指定の口座から自動的に振替納税ができますので、その都度金融機関等に出向く必要はありません。

●滞納処分に関するQ&A

Q1 滞納処分とは何ですか?

A1 税金について、督促後も完納しない場合に行うもので、差し押さえや捜索などがあります。

自動車差し押さえ
タイヤロックの装着例

Q2 事前に連絡なく財産を差し押さえられました。連絡はないのですか?

A2 税金は納期限内に納付していただくのが原則です。納期限を過ぎても納付がない方には督促状を発送しますので、差し押さえの際の事前連絡はしていません。電話や文書での納税についてのお知らせ（催告）は、差し押さえの要件ではありません。

Q3 滞納額は少額なのに、勤務先に給与照会が来たため、勤務先の方に滞納があることが知られてしまいました。なぜこのようなことをするのですか?

A3 古い、新しい、または金額の大小にかかわらず、税金を滞納している方すべてに対して、町は法律に基づいて、財産調査をする権限を持っているため、給与照会は財産調査の一環として行っています。

Q4 分割納付しているのに、差し押さえをされました。どうしてですか。

A4 分割納付をしていても、納税する資力がある場合には、財産の差し押さえを行っています。

Q5 住宅ローンや車のローンがあるので納税できません。どうすればよいですか?

A5 私債権がある場合でも税金は納めなければなりませんので、ローン返済の計画を見直すなど完納に向けて努力していただく必要があります。

Q6 最近、税金の徴収が厳しいとの話を聞きましたが、なぜですか?

A6 町では、県と連携し、町税滞納額圧縮のための取り組みを通年にわたって強化しています。今後も、町税滞納額圧縮のための取り組みを推進していきます。

問い合わせ／税務課（☎581・2121内線153・158）へ。